

令和2年第2回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 令和2年2月26日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員 1番 東郷 克己 2番 山崎 敦志
 3番 長谷川崇朗 4番 橋 俊明
 5番 坂口 重良 6番 岩井智恵子
 7番 津村 俊二 8番 矢野 隆行
 9番 田中 陽介 11番 山本 剛
 12番 鈴木 市朗 13番 工藤 義明
 14番 野並 享子 15番 東郷 正明
 16番 北村五十鈴 17番 荒川 泰宏
 18番 立入三千男

不応招議員 10番 稲垣 誠亮

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	西村 健
政策調整部長	竹中 宏	市立病院事務部長	吉川 武克
総務部長	小山 日出夫	総務部政策監 (人権施策担当)	三上 忠宏
市民部長	田中 千晴	健康福祉部長	高橋 謙二
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	赤坂 悦男	都市建設部長	野崎 昌造
環境経済部長	遠藤 由隆	教育部長	杉本 源造
政策調整部次長	吉田 和司	総務部次長	市木 不二男
広報秘書課長	北脇 康久	総務課長	辻 昭典

出席した事務局職員の氏名

事務局長	瀬川 俊英	事務局次長	遠藤 総一郎
書記	吉川 加代子	書記	坂口 稔

議事日程

諸般の報告

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 令和 2 年度施政方針及び教育方針について
- 第 4 議第 2 号から議第 5 0 号まで及び議第 5 2 号から議第 5 3 号まで
(令和 2 年度野洲市一般会計予算 他 5 0 件)

提案理由説明

- 第 5 議第 5 1 号
(野洲市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて)
提案理由説明、質疑、討論、採決

市長提出議案

- 議第 2 号 令和 2 年度野洲市一般会計予算
- 議第 3 号 令和 2 年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算
- 議第 4 号 令和 2 年度野洲市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第 5 号 令和 2 年度野洲市介護保険事業特別会計予算
- 議第 6 号 令和 2 年度野洲市墓地公園事業特別会計予算
- 議第 7 号 令和 2 年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計予算
- 議第 8 号 令和 2 年度野洲市工業団地等整備事業特別会計予算
- 議第 9 号 令和 2 年度野洲市水道事業会計予算
- 議第 1 0 号 令和 2 年度野洲市下水道事業会計予算
- 議第 1 1 号 令和 2 年度野洲市病院事業会計予算
- 議第 1 2 号 令和元年度野洲市一般会計補正予算 (第 1 2 号)
- 議第 1 3 号 令和元年度野洲市一般会計補正予算 (第 1 3 号)
- 議第 1 4 号 令和元年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議第 1 5 号 令和元年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議第 1 6 号 令和元年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- 議第 1 7 号 令和元年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計補正予算
(第 1 号)
- 議第 1 8 号 令和元年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算 (第 3 号)

- 議第 1 9 号 令和元年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議第 2 0 号 野洲市公文書の管理に関する条例
- 議第 2 1 号 野洲市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例
- 議第 2 2 号 野洲市商工業振興基本条例
- 議第 2 3 号 野洲市情報公開条例等の一部を改正する条例
- 議第 2 4 号 野洲市印鑑条例の一部を改正する条例
- 議第 2 5 号 野洲市監査委員条例の一部を改正する条例
- 議第 2 6 号 野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 議第 2 7 号 野洲市の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する等の条例
- 議第 2 8 号 野洲市特別会計条例の一部を改正する等の条例
- 議第 2 9 号 野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 議第 3 0 号 野洲市使用料条例の一部を改正する条例
- 議第 3 1 号 野洲市手数料条例の一部を改正する条例
- 議第 3 2 号 野洲市墓地公園整備基金条例の一部を改正する条例
- 議第 3 3 号 野洲市ふれあい教育相談センター条例の一部を改正する条例
- 議第 3 4 号 野洲市まちづくり基本条例の一部を改正する条例
- 議第 3 5 号 野洲市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例
- 議第 3 6 号 野洲市こどもの家条例の一部を改正する条例
- 議第 3 7 号 野洲市余熱利用施設条例の一部を改正する条例
- 議第 3 8 号 野洲市みどりの基本条例の一部を改正する条例
- 議第 3 9 号 野洲市地域ふれあい公園条例の一部を改正する条例
- 議第 4 0 号 野洲市営住宅条例の一部を改正する条例
- 議第 4 1 号 野洲市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 議第 4 2 号 訴えの提起について
- 議第 4 3 号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて（野洲市余熱利用施設）
- 議第 4 4 号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて（野洲市農村環境改善センター）

- 議第45号 相互救済事業の委託につき議会の議決を求めることについて
- 議第46号 滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び滋賀県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 議第47号 市道路線の認定及び廃止について
- 議第48号 新市まちづくり計画（市町村建設計画）の変更について
- 議第49号 事業契約の変更について（野洲市余熱利用施設整備運営事業）
- 議第50号 第二期野洲市子ども・子育て支援事業計画の策定について
- 議第51号 野洲市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 議第52号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて
- 議第53号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて

開議 午前9時00分

議事の経過

（開会）

○議長（岩井智恵子君） （午前9時00分） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和2年第2回野洲市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。

本日の出席議員は17人、欠席議員は1人。欠席議員は、第10番、稲垣誠亮議員であります。

次に、本日の議事日程は、既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

また、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職氏名は、お手元の文書のとおりでございます。

次に、野洲市債権管理条例第8条の規定に基づき、権利の放棄についての報告書が市長より提出され、お手元に配付しておきましたので、ご確認下さい。

（日程第1）

○議長（岩井智恵子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第3番、長谷川崇朗議員、第5番、坂口重良議員を指名いたします。

（日程第2）

○議長（岩井智恵子君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月19日までの23日間にいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岩井智恵子君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月19日までの23日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、配付済みの会期日程のとおりであります。

（日程第3）

○議長（岩井智恵子君） 日程第3、令和2年度施政方針及び教育方針を議題といたします。

市長及び教育長から発言を許します。

まず、施政方針について、市長、お願いいたします。

○市長（山仲善彰君） 議員の皆さん、おはようございます。

令和2年第2回野洲市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には多数ご参集をいただき、誠にありがとうございます。

それでは、2020年度予算の基本となる考え方及び主要な取組についてご説明を申し上げます。

はじめに、2019年度の主な実績を申し上げます。

子育て支援では、篠原市学童保育所の増築、中主小学校と野洲北中学校の改修工事などに取り組みました。

市民生活や市民活動の分野では、コミュニティセンターしのはらの大規模改修、コミュニティバスの路線拡充と増便による利便性の向上、また本市の最高規範と位置づけられているまちづくり基本条例を機動性と体系性の観点から見直しを進め、今議会に改正案を提案いたしました。

空家対策では、長年課題となっていた市内の老朽化マンションについて、市民の安全確保を最優先し、特定空家に指定し、行政代執行での取壊しに着工いたしました。

市民病院整備では、駅前の新病院建設を前提として、昨年7月に民間病院の施設等を引き継いで市立野洲病院を開院し、運営の健全化に取り組んできました。新病院の建設では、再度の入札実施に向け、実施設計の修正に着手をいたしました。

クリーンセンターの余熱を利用する温水プールなどの整備事業では、今年の7月の開業に向け、事業を進めました。

道路・河川など基盤整備関係では、国、県との連携により、国道8号野洲栗東バイパス整備、県道大津湖南幹線整備のいずれにおいても、野洲川の架橋工事の着工まで至りました。また、一級河川童子川の上流への延伸整備も進みました。

防災や減災では、国土強靱化地域計画、災害廃棄物処理計画を策定すると共に、企業のご協力による避難所の充実も行いました。

文化振興では、長年、地域の皆さんから期待されていた永原御殿跡地の国史跡指定が実現し、今後の整備と活用の目処が立ちました。

このように、各分野における諸課題の解決やサービスの充実に向けて大きく前進した1年でありました。これも市民及び議員の皆様のご理解とご協力によるものと心から感謝申し上げます。

新年度では、これまでの実績により着実に向上してきている各分野の市民サービスの一層の質の向上と拡充、また長年の課題である国道8号野洲栗東バイパスをはじめとする道路、治水、土地利用計画などの基盤整備に力を入れてまいります。これらを進めるにあたっては、引き続き、透明性・公平性・公正性の確保と市民参加を基本としてまいります。

今定例会におきましては、2020年度予算案をはじめとする重要諸案件を提案いたしますが、ご審議をお願いするにあたりまして、新年度予算の概要と主要施策を説明申し上げます。

まず、2020年度予算の全体概要について説明します。

一般会計の予算規模は227億6,000万円で、前年度当初予算と比較しますと7億4,000万円、率では3.1%の減となりました。これは、2019年度に予算計上していた市立野洲病院への出資金や、強い農業づくり事業費補助金、クリーンセンターの余熱利用施設整備などが2020年度では不要となったことが影響したものです。

歳入では、市内事業所の積極的な設備投資などによる税収の増加、法人事業税交付金の新設、地方消費税交付金の増額、財政調整基金からの6億4,000万円の取崩しなどを見込んでおり、市民のため、安全・安心なまちづくりに向けて施策を進めていこうとするものです。

それでは、第一次野洲市総合計画の6つの基本目標に沿った重点施策を中心に説明をいたします。

「豊かな人間性を育むまち」では、快適で安全な学習環境を提供するため、今年度に引き続き、中主小学校と野洲北中学校の改修工事に取り組みます。

また、老朽化が進むと共に、国民スポーツ大会に向けた改修が必要となっている総合体育館について、新たに大規模改修基本設計業務を委託します。老朽化の一方で、利用が増大している発達支援センターについては、利用者等の要望も踏まえ、現施設に隣接した駐車場用地に新たな施設を整備するための基本設計業務等を進めます。

教育では、学校現場での課題対応として、障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育支援を行うため、コーディネーター加配や支援員の配置など、特別支援教育の充実に向けた体制整備を図ると共に、心のオアシス相談員やスクーリングケアサポーターを学校に派遣し、不登校の未然防止や不登校児童生徒への支援を行います。新規の不登校対策として、年間数日しか学校に行けない深刻な状態の児童生徒に対して、学校復帰や社会的自立に向けた家庭での学習支援を行うため、新たに家庭訪問型学習支援事業を開始すると共に、不登校の原因が家庭にある場合や、生活上の諸課題がある場合には、市民生活相談で培った生活支援の枠組みを生かして、問題の解決に努めます。

学校の水泳学習では、授業内容の向上と教員の負担軽減等を目指して、まずは野洲小学校をモデル校として、クリーンセンターの余熱利用施設である（仮称）野洲市健康スポーツセンターの温水プールの利用を進めます。

外国人支援事業では、増加、多国籍化する市内在住外国人の行政手続等を支援するため、新たにテレビ電話を活用した、複数の言語に対応できる通訳事業を始めます。

「人とひとが支え合う安心なまち」では、防災・減災への取組として、市民に適切な防災情報を提供し、円滑な避難行動につなげるため、洪水・内水ハザードマップと地震ハザードマップを一体のものとして作成すると共に、防災行政無線について、現行の課題解決も含め、抜本的な更新整備を進めます。

扶助費の福祉医療費助成では、2021年度からの子どもの医療費助成の拡充に向け、システム改修等に係る費用を計上いたしました。

生活困窮者対策としては、引き続き自立相談支援や家計相談支援、ハローワークと連携した就労支援などを実施し、市と地域の総合力で生活再建支援を進めます。

また、地域福祉の推進を図り、地域における包括的支援体制を整えるため、2021年度を初年度とする第3期野洲市地域福祉計画を策定すると共に、障がい者福祉施策を総合的かつ計画的に推進するため、障がい者基本計画等を策定いたします。

医療関連では、骨髄等の移植やドナー登録の推進を図るため、骨髄移植ドナー支援事業に新たに取り組めます。

野洲市民病院整備事業では、昨年7月に開院した市立病院において、地域の中核的医療として市民のための確実で安心できる医療サービスの提供を目指し、専門性の向上と運営改善に努めると共に、駅前の新病院の早期建設・発注に向けて実施設計の修正業務を進めます。

「地域を支える活力を生むまち」では、農地や農業用施設の保全、また農村環境向上への活動を行う農業者等を支援します。

特色ある地域農産物の生産拡大に向けて、環境こだわり農業等環境保全に取り組む農業者を支援します。(仮称)野洲市健康スポーツセンターに併設の地産地消促進施設である野洲市農村環境改善センターでの取組についても支援をいたします。

また、今議会に提案いたしました野洲市商工業振興基本条例を前提に、本条例に基づいて市内の商工業の振興に向けた基本計画を策定します。

夏の花火大会や秋の「オクトーバーフェストやすJAZZ UP!」を引き続き開催することにより、まちのにぎわいづくりや市民交流の場の創出に取り組めます。

「美しい風土を守り育てるまち」では、クリーンセンターの余熱利用施設である(仮称)野洲市健康スポーツセンターを7月にオープンする予定で、市民の利用促進に向け、管理運営事業に係る費用を計上いたしました。

みどりの基本条例に基づき、都市公園の整備など、市内の緑地保全や緑化を推進するため、みどりの基本計画を策定いたします。

また、江戸時代の将軍の上洛専用宿館であった永原御殿跡地の国史跡指定を受け、保存活用計画を策定すると共に、指定区域の公有化、市民参加の体験学習やフォーラムの開催など、永原御殿の活用事業を実施いたします。

「うるおいとにぎわいのある快適なまち」では、(仮称)野洲市健康スポーツセンターのオープンに合わせてコミュニティバスの路線を延伸し、利便性の向上を図ります。

また、主要な幹線を中心に、危険度の高い道路の修繕や優先度の高い道路の整備を行うと共に、道路安全施設等の整備により、通学児童をはじめとする歩行者等の安全確保や注意喚起を図る他、道路照明灯の水銀灯を計画的にLED照明に交換していきます。

また、本市の将来の都市像をお示しする都市計画マスタープランと立地適正化計画については、2020年度に予定されている大津湖南都市計画の見直しを見据えながら、今年

度に引き続き2021年度を初年度とする次期計画の策定を進めます。

また、市営住宅長寿命化計画に基づき、市営住宅の長寿命化やライフサイクルコストの縮減などを図るため、永原第2団地の建て替えに向けた既存団地の解体設計や、小篠原団地の大規模改修工事に係る費用を計上いたしました。

水道事業会計では、南桜水源地に万一に備えて病原性微生物をろ過分離するための膜ろ過装置設置工事を進めます。

「市民と行政がともにつくるまち」では、市政運営の総合的な指針である総合計画について、今年度に引き続き2021年度を初年度とする次期計画の策定を進めます。

コミュニティセンターの長寿命化への取組として、コミュニティセンターぎおうの大規模改修に着手いたします。

以上が第1次野洲市総合計画の6つの基本計画に沿った2020年度の主要な施策であります。

市民ニーズが多様化・複雑化する中で、今後も人口減少や少子高齢化の進展が見込まれ、子育て支援、高齢者福祉、障がい者の福祉と社会参加、保健医療などへの需要が年々高まっています。加えて、個々の事業の推進にあたっては、国、県の制度改正による影響や建設物価の高騰、自然災害の頻発などによる財政出動が余儀なくされる状況で、地方の行財政運営はますます厳しくなっています。

一方では、長年の懸案であった国道8号野洲栗東バイパスなど、幹線道路整備が進んでいることなどから、企業立地や企業の設備投資が盛んとなり、雇用と経済の拡大が続いています。このような展望を踏まえ、市民の暮らしと安全を守る取組を多角的に進め、潤いと安心の住環境が提供できるよう、教育や福祉施策の充実、都市基盤整備などをもう1段階進めていく予算といたしました。

「市民がまちを育て、まちが市民を育てる」という一貫した考えのもと、改めて申し上げますが、透明性・公平性・公正性の確保と市民参加を基本にして、真に市民に必要なサービスを安定的に提供することを基本方針として、「元気と安心のまちづくり」を力強く進めてまいります。

今後も引き続き市民及び議員の皆様のご理解、ご協力をお願いいたしまして、私の施政方針といたします。

○議長（岩井智恵子君） 次に、教育方針について、教育長。

○教育長（西村 健君） 議員の皆様、おはようございます。

それでは、2020年度の野洲市の教育方針についてご説明させていただきます。

まずはじめに、小学校1年生の作文を載せました。「学校ってたのしい」という文章です。省略しますが、お読みいただけたらと思います。

1年生の子どもたちは、こんな気持ちで小学校に入学してきます。学校・園の教職員は、こうした子どもたちの期待や、保護者さんの熱い思いに応えられるよう、精いっぱい教育・保育をしております。

さて、今日、人生100年時代と言われていています。そうした長い人生において、子どもたちはもとより、全ての世代の皆さん一人ひとりの人生がより豊かで充実したものとなるよう、多様な学びの場や機会を提供していくことを目標にしています。そして、学校・園の教育はもちろん、文化やスポーツ、地域の歴史振興などを含めた総合的な教育行政を進めていきたいと考えています。

まず、2019年度を振り返りますと、次のような成果や課題が見えてきました。

1つ目の学校・園の教育についてですが、本市で、全国学力学習状況調査から、ここ数年、8割を超える子どもたちが学校生活を楽しいと感じています。特に地域行事への参加については、滋賀県や全国を大きく上回る結果でした。これは、全国的に地域の教育力の衰退が言われていますが、本市の子どもたちの受皿となる地域の元気さの表れであると考えています。

1つ飛びますが3つ目、不登校の課題があります。不登校と申すのは、年間30日以上欠席をした児童生徒ですが、これが本市の大きな課題となっています。本市の小学校は全県平均や全国を大きく上回っています。また、中学校も全県や全国より高い状況です。この数字には表れないものの、小中学校とも、別室登校や保健室登校、あるいは行き渋りが多い実態がございます。この傾向は就学前にも見られます。

さらに、4点目は、学力の二極化という課題も見受けられます。

少し飛びますが、6点目、施設面では、先ほど市長からありましたように、中主小学校と野洲北中学校の大規模改修と、学級増に伴う校舎増築工事を進めています。仮設の教室が3月末で完成することから、春休みに引っ越し作業を行いまして、4月からは改修の本格的な工事を進めていく予定でございます。

7つ目の学校ICT、情報教育関係の推進に関わりましては、2018年度に大型モニターと、それから教職員の校務用パソコンの入替え、それから、デジタル教科書を入れました。そういうことの利用に関する研修を、昨年夏休み等を利用して積極的に行い、授

業などにどんどん取り入れてきました。2019年度はパソコン教室のコンピューターの更新を進めました。こうして、高度情報化社会を生き抜く子どもたちを情報教育の部分から支えていってまいりました。

次に、大きな2点目で、家庭や地域の教育につきましては、ちょっと飛びますが、本市では先にも述べましたように、子どもたちの高い地域行事への参加率がございます。しかし一方で、そうした活動を担っていただける人材の高齢化が課題となっています。こういう部分の支援がこれからの教育の大きな柱かなというふうに考えております。

それから、3つ目の生涯学習・生涯スポーツに関しましては、成果としまして、永原御殿跡が国の史跡指定になることが決まったこととございます。今後は地元と協働した保存活用、公有化等を進めていきたいと考えております。

以上の成果と課題から、2020年度の具体的な施策について、この後、説明をいたします。

まず、学校・園の教育の部分に関しましては、新規事業として、1つ目は、先ほど市長からありましたように、本市の大きな課題であります不登校児童生徒の支援に関わりまして、2名の指導員を新たに配置して、様々な機関あるいは職員と連携しながら、その支援を進めていく家庭訪問型学習支援体制を築いていきたいと考えております。

2つ目は、全小中学校に導入しました統合型校務支援システムの活用や、給食負担金の徴収事務を学校教育課に一元して、学校職員の事務の効率化を図ります。そして、そのことで働き方改革を進めて、教員が児童生徒に向き合う時間の増大を目指していきたいというふうに考えております。

3つ目は、学校のプールの老朽化対策としまして、新しくできる余熱利用施設の温水プールの活用により、その集約化を、まずは野洲小学校をモデルに実施していきたいと考えております。

継続、拡充する事業については以下のとおりでございますので、お読み下さい。

12ページに飛びますが、生涯学習に関わりましては、新規事業といたしまして、1つ目は現行の生涯スポーツ施設と連携し、市民の生涯スポーツの拠点として、野洲クリーンセンターの余熱利用施設の（仮称）野洲市健康スポーツセンターを運営していきます。

2つ目は、4年後の国民スポーツ大会滋賀大会の卓球と成年女子バスケットボールの会場となります総合体育館の改修の基本設計を実施いたします。

3つ目は、東京2020オリンピック聖火リレーが5月28日に実施されます。市全体

で盛り上げ、東京オリンピック・パラリンピックへの気運の醸成につなげていきたいというふうに考えております。

継続、拡充する事業としては、以下のとおりでございます。

また最初の方に戻りますが、2020年度は野洲市教育振興基本計画の最終年度となります。基本理念「愛と輝きのある教育のまち・野洲」のもと、一人ひとりが大切にされ、大人も子どもも学び合う人づくり・まちづくりを目指し、教育行政を進めていきたいと考えております。今後も議員の皆さんをはじめ、市民の多数の協力を得ながら進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上で、教育方針の提案といたします。ありがとうございます。

(日程第4)

○議長(岩井智恵子君) 日程第4、議第2号から議第50号まで及び議第52号から議第53号まで、令和2年度野洲市一般会計予算他50件を一括議題といたします。

事務局長が議案を朗読いたします。

○議会事務局長(瀬川俊英君) 皆さん、おはようございます。

議案を朗読いたします。

議第2号令和2年度野洲市一般会計予算他新年度予算9件、議第12号令和元年度野洲市一般会計補正予算(第12号)他補正予算7件、議第20号野洲市公文書の管理に関する条例他条例の制定・改廃21件、議第42号訴えの提起について他その他の案件8件、議第52号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて他人事案件1件。

以上です。

○議長(岩井智恵子君) 議案の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(山仲善彰君) それでは、令和2年第2回野洲市議会定例会に提案いたします議案について、ご説明申し上げます。

本定例会では、令和2年度予算10件、令和元年度補正予算8件、条例の制定・改廃22件、その他9件、人事案件3件の合計52件を提案いたしますので、ご審議、ご裁決をよろしくお願いいたします。

なお、議第51号監査委員の選任同意の議案につきましては、議事日程の関係上、後ほど提案いたしますので、まずは議第51号を除く51議案についてご説明申し上げます。

議第2号令和2年度野洲市一般会計予算についてご説明申し上げます。

令和2年度当初予算の概要は先ほどの施政方針で説明をいたしましたので、重複する部分もありますが、対応についてご説明をいたします。

令和2年度予算は、本市が直面する課題を着実に解決し、「野洲の元気と安心を伸ばす」取組をさらに推し進めるためのきめ細かい方策と併せて、重要な大型プロジェクトを包含した予算となっています。

具体的には、ハード事業では老朽化している中主小学校と野洲北中学校の増改修、コミセンぎおうの大規模改修に伴う実施設計、市民病院の整備、小篠原団地の大規模改修、防災行政無線システム機器更新など、まちの基盤整備を着実に進めてまいります。

ソフト事業では、コミュニティバスの運行路線の余熱利用施設への延伸などによる地域住民の移動手段の確保と利便性の向上、夏の花火大会や「オクトーバーフェスト J A Z Z

U P !」の開催によるにぎわいの創出や市民交流の促進、高齢者の住み慣れた地域での生活を支えるための生活支援体制整備、不登校や生活困窮など、児童生徒の生活環境の問題解決に向けたスクールソーシャルワーカーやスーパーバイザーの配置、市民の活動と憩いの場となる緑地や都市公園の整備を目指した野洲市みどりの基本計画策定支援業務、終期を迎える総合計画や都市計画マスタープランの次期計画の策定など、市民の元気と安心を伸ばし、市の魅力を再認識し、誇りを持っていただけるような取組を進めてまいります。

次に、債務負担行為については、後年度にわたり実施する事業として、里原橋撤去事業他4件の設定をしております。

次に、地方債については、中主小学校整備事業、野洲北中学校施設整備事業、臨時財政対策債など、合計で35億7,750万円の限度額を設定しています。

一方、歳入では、景気の動向や前年度実績を考慮したところ、市税で法人市民税は減収見込みであるものの、企業の設備投資の活発化による固定資産税の増収が見込まれ、また小中学校の大規模改修、幼児教育・保育の無償化の影響による国、県支出金、保育所運営負担金と市債発行額の大幅な増加が見込まれます。

財政調整基金等の効果的な活用なども含めて、限られた財源を最大限活用し、予算編成方針に示します重点事業に力点を置き、「野洲の元気と安心を伸ばす」ための施策を積極的に進めていく予算編成ができたものと考えています。

以上、令和2年度一般会計予算の概要説明といたします。

次に、議第3号から議第11号、令和2年度の各特別会計予算及び事業会計予算の主な会計についてご説明申し上げます。

議第3号令和2年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算は、対前年度比で2億1,935万9,000円、4.68%の増額となっています。

これは、1人あたり医療費見込みの伸びにより、歳出の保険給付費は対前年度比で2億3,508万5,000円、7.21%の増額となっており、これに合わせて歳入の県支出金も対前年度比で2億2,079万2,000円、6.65%の増額となっています。

また、国保税については、別に提案しています国保税条例の一部改正に基づく改定後の税率により算出した額を計上しており、対前年度比で4,646万3,000円、4.69%の増額となっています。なお、改定後の税率による令和2年度の国保財政調整基金の活用額、つまり取崩し額は6,400万円となっています。

次に、議第4号令和2年度野洲市後期高齢者医療特別会計予算は、第7期、これは令和2年、3年度であります。仮算定の段階での保険料率等を基に、本市の被保険者数の増加見込み等を勘案して保険料を算出しており、当該保険料収納額を滋賀県後期高齢者医療広域連合に支払う納付金総額は、対前年度比で7,605万1,000円、13.83%の増額となっています。

次に、議第5号令和2年度野洲市介護保険事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額が42億6,310万8,000円で、対前年度比0.9%の増額となっています。

歳出では、要介護認定者の増加見込みにより、介護サービス等の保険給付費において、対前年度比で2,201万3,000円を増額した予算案となっています。

歳入では、65歳以上の1号被保険者は増加するものの、所得段階が低い層の割合が増えること、また消費税率の改定による財源で行うこととなっている低所得者介護保険料負担軽減施策による保険料軽減により、保険料で対前年度比5,111万9,000円を減じる一方、一般会計繰入金の低所得者保険料軽減繰入金において、同施策による保険料軽減経費の公費負担、これは、率は国が2分の1、県4分の1、市4分の1となっていますが、この負担として、対前年度比3,096万8,000円を増額する予算案となっています。

次に、議第6号令和2年度野洲市墓地公園事業特別会計予算は、対前年度比で620万9,000円、20.1%の減額となりました。

主な内容は、歳出で、さくら墓園内の利用をやすくするために、ユニバーサルデザインの空間設計に係る費用等を計上いたします。

次に、議第8号令和2年度野洲市工業団地等整備事業特別会計予算は、対前年度比で7

億360万円、48.4%の減額となっています。

昨年度の主な歳入として、三上小中小路工業団地の残り1区画の売却に係る収入見込額を、歳出では事業用地の取得時に借入れた市債の繰上償還に係る費用などを計上していましたが、売却が完了したことに伴い、それぞれ減額となりました。

なお、乙窪工業団地整備に際して借り入れた地域開発事業債の償還については、計画どおり進めてまいります。

次に、議第9号令和2年度野洲市水道事業会計予算は、業務の予定量を、給水戸数2万505戸、年間配水量731万8,980立方メートル、1日平均配水量2万52立方メートルと予定しており、収益的収入及び支出につきましては、水道事業収益10億4,763万7,000円に対して、水道事業費用が9億9,853万8,000円となり、4,909万9,000円の黒字予算となります。

資本的収入及び支出については、水道事業資本的収入8億6,624万6,000円に対し、水道事業資本的支出は10億7,178万2,000円で、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億553万6,000円については、損益勘定留保資金、消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填をいたします。

なお、令和2年度においても引き続き配水管布設替工事を実施すると共に、浄水施設の設置工事等を予定しています。

次に、議第10号令和2年度野洲市下水道事業会計予算は、業務の予定量を、排水戸数2万640戸、年間汚水量782万9,250立方メートル、1日平均汚水量2万1,450立方メートルと予定しており、収益的収入及び支出については、下水道事業収益18億2,796万4,000円に対して、下水道事業費用が17億5,861万3,000円となり、6,935万1,000円の黒字予算となります。

資本的収入及び支出については、下水道事業資本的収入3億9,744万円に対し、下水道事業資本的支出は10億1,932万2,000円で、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額6億2,188万2,000円については、損益勘定留保資金、消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填をいたします。

なお、令和2年度においても、引き続き長寿命化工事等を予定しています。

次に、議第11号令和2年度野洲市病院事業会計予算は、業務の予定量を、病床数199床、年間患者数は、入院が4万9,400人、外来が7万6,400人、1日平均患者数は、入院患者数135人、外来患者数293人と予定しています。

収益的収入及び支出については、収益的収入として、入院及び外来収益などの医業収益と医業外収益を合わせた病院事業収益30億5,000万円を計上し、収益的支出は給与費及び経費などの医業費用及び医業外費用等を合わせた病院事業費用の同額を計上しています。

資本的収入及び支出については、2億7,793万7,000円を計上しています。支出の主なものとしては、市民病院の開設支援業務委託費1,650万円、医療機器等整備費2億円などを計上しています。

以上、主な特別会計、事業会計の提案説明といたします。

次に、議第12号から議第19号令和元年度野洲市一般会計補正予算及び各特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

議第12号令和元年度野洲市一般会計補正予算第12号は4億6,536万5,000円を減額します。

地方債の補正では、各種対象事業の精査等により、既決の限度額を減額変更いたします。

歳出の主な内容は、総務費では、財政管理費の基金積立費で、まちづくり寄附金が当初予算を上回ったことを受け、まちづくり基金積立金に積み立てます。

また、庁舎等改修事業費では、西別館空調整備工事請負費において、事業費の確定により、執行残額を減額します。

民生費では、プレミアム付商品券事業費の決算見込みに伴い、減額します。

また、障がい者自立支援事業費では、医療費等を実績により減額し、民間保育所保育費や学童保育所運営費などについても実績見込みに伴い、不用額を減額します。

生活保護費については、平成30年度の国庫負担金精算に伴う返還金を追加します。

農林水産業費では、農業振興対策事業費で、事業採択を受けることができなかった経営体育成支援事業補助金を減額します。

土木費では、道路維持工事費で、名神高速道路に架かる里原橋の老朽化による撤去事業の工事期間等の見直しに伴い、事業委託料を減額します。

教育費では、小学校管理運営費及び中学校管理運営費で、(仮称)「GIGAスクール構想の実現」に向けた校内通信ネットワーク整備に伴い、それぞれ事業委託料を追加します。

小学校施設整備費では中主小学校、中学校施設整備費では野洲北中学校について、それぞれ大規模改修及び増築に係る工事請負費等の不用見込額を減額します。

また、文化財整理事務所管理費では、受託発掘調査事業費等について、決算見込みによ

り不用見込額を減額します。

一方、歳入の主な内容は、固定資産税で実績を踏まえ増収を見込む一方、法人市民税については減収となる見込みです。

また、歳出の実績見込みにより、国庫支出、県出金及び市債借入額の調整を図る他、繰入金では、財政調整基金繰入金等を減額いたします。

次に、議第13号令和元年度野洲市一般会計補正予算第13号は、146万円を増額します。

歳入では、医療法人社団御上会に貸し付けた地域医療振興資金について、同法人の清算人から提出された決算見込みに基づく返済可能額9,246万4,000円と当初予算額との差額を地域医療振興資金貸付事業特別会計からの繰入金に追加すると共に、財政調整基金からの繰入金を減額します。

歳出では、衛生費の市立病院整備事業推進事業費で、今議会に提案いたしました「訴えの提起」での損害賠償請求事件に係る訴訟事務委託料として146万円を追加します。

また、損害賠償請求事件に係る訴訟事務委託料については、あらかじめ契約書に定める積算方法に基づいて、裁判が終結した後に精算分の委託料を支出することになるため、新たに債務負担行為を追加します。

次に、議第14号令和元年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）については、予算総額はそのままで、歳入では、決算見込みによる一般被保険者国民健康保険税の減額や保険基盤安定繰入金等の確定による一般会計繰入金の減額、繰越金の増額を、歳出では、一般被保険者療養給付費や退職被保険者療養給付費等の決算見込みによる組替えを行います。

次に、議第15号令和元年野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、1,208万3,000円を追加するもので、保険料の決算見込み及び本年度分の保険基盤安定負担金の確定等に伴い、歳入で後期高齢者医療保険料を増額すると共に、一般会計繰入金を増額し、歳出で後期高齢者医療広域連合納付金を増額します。

次に、議第16号令和元年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、1億6,037万2,000円を減額します。

歳入では、介護給付費の減額に伴い、国庫支出金において4,492万3,000円を減額する他、支払基金交付金、県支出金、繰入金においても所要の額を減額します。

歳出では、介護給付費の年度末見込みに基づき1億9,745万円を減額し、給付費の

減額に伴って剰余が生じた保険料を、介護保険給付費準備基金積立金に積み立てるため、5,608万9,000円を増額します。

次に、議第17号令和元年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、1,796万4,000円を増額します。

歳入では、医療法人社団御上会に貸し付けた地域医療振興資金について、同法人の清算人から提出された決算見込みに基づく返済可能額9,246万4,000円と当初予算額との差額を増額します。

歳出では、一般会計繰出金に同額を追加します。

次に、議第18号令和元年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第3号）は、10万円を増額します。

合葬墓整備に伴い、合葬墓使用料を歳入において計上し、歳出では合葬墓使用料に係る墓地公園整備基金積立金を同額計上します。

次に、議第19号令和元年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計補正予算（第2号）は、予算総額はそのままで、歳入では県と野洲川土地改良区の負担割合の変更による石部頭首工管理事業負担金の減額と、県補助金の増額に伴い組み替えると共に、歳出の財源を構成します。

以上、令和元年度野洲市一般会計、特別会計補正予算の提案説明といたします。

続きまして、議第20号野洲市公文書の管理に関する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、公文書の管理に関する市の責務及び基本的事項を定めることにより、文書の適正な管理を図ることで市政の透明化を推進し、もって市政が適正かつ建設的に運営されるようにすると共に、市の諸活動を現在及び将来の市民に説明する市の責務が全うされることを目的として、条例を制定します。

なお、本条例は令和2年4月1日から施行しますが、第12条及び附則第5項から附則第7項までの規定は、令和2年11月1日から施行します。

議第21号野洲市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、地方自治法の改正により、地方公共団体の長や職員等の当該地方公共団体に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任額を限定して、それ以上の額を免責する旨を条例において定めることができることとされたことから、新たに制定をいたします。

なお、本条例は令和2年4月1日から施行します。

議第22号野洲市商工振興基本条例についてご説明申し上げます。

本議案は、本市の商工業の振興に関する基本理念を定める他、事業者、経済団体、金融機関、市民及び市の役割及び責務を明確にすると共に、野洲市商工業振興基本計画に関する事項を定めることにより、商工業の振興を推進し、地域経済の活性化及び市民生活の向上を図ることを目的として、条例を制定します。

なお、本条例は令和2年4月1日から施行します。

議第23号野洲市情報公開条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正により、当該法律の題名改称及び条項のずれが生じたことから、関連する条例において、引用する条文等の改正を行います。

なお、本条例は公布の日から施行します。

議第24号野洲市印鑑条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、窓口での印鑑登録証明書の交付申請について、市民の方の利便性確保のため、個人番号カードでも取得可能となるよう、所要の改正を行います。

また、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るため、関係法律の施行等による印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に基づき、印鑑の登録を受けることができない者としていた「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」とするなど、所要の改正を行います。

なお、本条例は公布の日から施行します。ただし、窓口で本人が個人番号カードでも印鑑登録証明書を申請できるとする改正は、令和2年4月1日から施行します。

議第25号野洲市監査委員条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は地方自治法等の一部を改正する法律が令和2年4月1日に施行されることに伴い、引用している条項のずれについて改正すると共に、過不足のある内容の改正を行います。

なお、本条例は令和2年4月1日から施行します。

議第26号野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、永原御殿跡が国指定文化財史跡に指定されることを受け、野洲市永原御殿跡調査委員会に、将来的な史跡の保存・活用・公開に向けた遺跡修景保存の学識経験を有する者を増員するため、委員の定数を改正します。併せて、史跡永原御殿跡整備に必要な史

跡保存活用計画の策定を目的として、野洲市永原御殿跡保存活用計画策定委員会を新規に設置するため、所要の改正を行います。

なお、本条例は令和2年4月1日から施行します。

議第27号野洲市の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する等の条例についてご説明申し上げます。

本議案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が平成29年5月17日に公布され、地方公務員の臨時・非常勤職員について、特別職の任用及び臨時的任用の適正を確保し、並びに一般職の会計年度任用職員の任用等に関する制度の明確化を図ると共に、会計年度任用職員に対する給付についての規定が整備されたことに伴い、野洲市の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例他4つの条例について所要の改正等を行います。

なお、本条例は公布の日から施行しますが、第1条、第2条及び第5条については、令和2年4月1日から施行します。

議第28号野洲市特別会計条例の一部を改正する等の条例についてご説明申し上げます。

本議案は、地域住民の医療を充足するための地域医療の中核を担っていた野洲病院を経営する医療法人社団御上会に対し、昭和60年度から62年度にかけて当時の野洲町は合計9億円を地域医療振興資金として貸し付けていましたが、同法人の解散により、一定の役割を終えたことから、野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計を廃止することとし、野洲市特別会計条例を改正すると共に、野洲市地域医療振興資金貸付条例を廃止します。

本条例は令和2年4月1日から施行しますが、償還に係る規定を経過措置で定めます。なお、医療法人社団御上会及びその清算人の未償還金については、一般会計に引き継ぎます。

議第29号野洲市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本市の国民健康保険税は、持続可能で安定的な国保運営に資するため、広域化後の平成30年度から、国民健康保険財政調整基金を活用して、原則3年間固定税率とし、状況により柔軟に対応する方針で運営してきました。

本議案は、平成29年度に制度設計時の令和元年度末の基金見込額よりも現時点での見込額の方が約1億2,000万円多い状況にあることから、被保険者に有利な方向に基金を活用し、国保税の改定を1年前倒しして行おうとするものです。令和2年度から改めて原則3年間固定税率を設定した上で、所要の改正を行います。

なお、本条例は令和2年4月1日から施行します。

議第30号野洲市使用料条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、野洲市余熱利用施設の整備に伴い、野洲市総合体育館トレーニング室の運営を見直し、使用料を改正すると共に、定期券を廃止することから、所要の改正を行います。

なお、本条例は公布の日から起算して12月を超えない範囲内において、教育委員会規則で定める日から施行します。

議第31号野洲市手数料条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律、いわゆるデジタル手続法の施行により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく通知カードが廃止されることに伴い、通知カードの再交付手数料の規定を削除いたします。

なお、この条例はデジタル手続法附則第1条第6号に規定する施行の日またはこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行します。

議第32号野洲市墓地公園整備基金条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、野洲市墓地公園内に新たに供用を開始する合葬墓の使用料について、合葬墓及び墓園全体の運営に充てる管理費相当額が含まれているため、これまで基金の資金使途を整備に限定していたものを、管理費相当額を管理資金として使用することで、さくら墓園の適正な管理及び円滑な運営を図るため、基金の名称変更や使途を限定する規定を追加するなど、所要の改正を行います。

なお、本条例は公布の日から施行します。

議第33号野洲市ふれあい教育相談センター条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、学校に行けない、または行きにくい深刻な状態の児童及び生徒並びに保護者を対象に、学校復帰、社会的自立につなげるため、不登校児童生徒の家庭を主な支援場所として家庭訪問型学習支援を実施するにあたり、所要の改正を行います。なお、事業の実施にあたっては、学校長の依頼を受けて行い、訪問することで出席日数として認めます。また、センターの名称について字句の訂正があることから、所要の改正を行います。

なお、本条例は公布の日から施行します。ただし、第4条に第1号を加える改正規定は令和2年4月1日から施行します。

議第34号野洲市まちづくり基本条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

野洲市まちづくり基本条例は、本市のまちづくりにおける最高規範と位置づけされ、平成19年10月に施行されました。

本議案は、条例の規定において、4年を超えない期間ごとに第1条に規定する目的について検証することになっており、今回、この時期が到来したことから、庁内にて見直しを行ったところ、幾つかの課題を認識したため、改正案を作成し、野洲市まちづくり基本条例推進委員会に対して諮問を行い、答申を受け、これに基づき実施したパブリックコメントの意見を踏まえて、所要の改正を行います。

主な内容は、既設の条例等との整合性を図ると共に、安全・安心や自治会の積極的な位置づけの規定を加え、総合計画を当該条例の計画として位置づけを行います。また、今後は第1条について、本条例について、条例本体での検証ではなく、総合計画に基づく計画的な見直しと進行管理により検証を行います。

なお、本条例は公布の日から施行します。

議第35号野洲市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、子育て世帯への経済的支援及び子どもの保健の保持増進を図るため、福祉医療費のうち、子どもの通院及び調剤に係る医療費助成を、現行の就学前の児童から小学3年生までに拡大するため、所要の改正を行います。今回の拡大分の小学1年生から3年生までの通院医療費に係る助成額については、1診療報酬明細書あたりの自己負担金500円を控除した額とし、調剤に係るものは全額助成します。

なお、本条例は都市計画税の導入時期に合わせ、令和3年4月1日から施行します。

議第36号野洲市こどもの家条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、篠原こどもの家を増築したことに伴い、既存の篠原こどもの家を篠原第一こどもの家に名称を変更し、増築した施設を篠原第二こどもの家として開設することから、所要の改正を行います。

なお、本条例は令和2年4月1日から施行します。

議第37号野洲市余熱利用施設条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、野洲市余熱利用施設の所管を教育委員会とし、施設の設置目的にスポーツの振興を図ることを加え、施設の名称を野洲市健康スポーツセンターとし、利用料金の上限

を定めるため、所要の改正を行います。

なお、本条例は公布の日から起算して12月を超えない範囲内において、教育委員会規則で定める日から施行します。

議第38号野洲市みどりの基本条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、みどりの基本計画の策定にあたり、検討委員会の審議等において、より専門的な知見の観点から意見を得たく、構成員内訳を変更し、学識経験者を増員するため、改正を行います。

なお、本条例は公布の日から施行します。

議第39号野洲市地域ふれあい公園条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、篠原駅前自治会の区域内の開発行為に伴い、帰属を受けた公園を野洲市地域ふれあい公園とするための改正を行います。

なお、本条例は公布の日から施行します。

議第40号野洲市住宅条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

民法の一部を改正する法律が平成29年5月に成立し、契約の当事者間に貸金等の利率や遅延損害金に関する合意がない場合に適用される利率、いわゆる法定利率が改正され、令和2年1月1日から施行されます。本議案は住宅の明渡請求を規定している第44条第3項において、この法定利率を準用していることから、年5%の割合を民法第404条に定める法定利率に改正します。

なお、本条例は令和2年4月1日から施行します。

議第41号野洲市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、昨年7月1日に開院しました市立野洲病院について、事業管理者を設置し、病院長が当該事業管理者を兼ねることを予定していましたが、病院経営や病院事業に関する課題と負担が依然として大きい状況であることから、令和2年度以降も当面事業管理者の権限を市長が引き続き行うことで事業の円滑な運営を図るため、所要の改正を行います。また、市民病院の開院までの経過措置として規定していましたが市立病院の名称及び住所を読み替える経過措置の事項についても改正します。その他、技術的読替えに関し必要な事項を規定している箇所及び事業管理者の権限に係る関連条例の改廃についても今回の改正に合わせて行います。

なお、本条例は令和2年4月1日から施行します。

議第42号訴えの提起についてご説明申し上げます。

医療法人社団御上会は、昨年6月30日をもって解散され、その後、清算人である元理事長によって、現在、清算手続が行われています。この中には昭和60年から62年度の3年間に、市民の税金を原資に、地域医療振興資金として貸し付けられた9億円のうちの未返済金として市債権が残っていますが、この債権を保全し、回収を図る必要があるため、訴えの提起を提案するものです。

具体的には、医療法人社団御上会の解散後の清算手続において、その清算人及び清算人の事務職員が、昨年9月25日に野洲病院の元職員らに対して、退職金とは別に退職慰労金名目で、元理事長を含め、元職員に対して総額5,013万3,729円を支給されました。この支給について、市が調査を依頼した弁護士からは、医療法で定める清算人の職務の範囲外の行為であるとの見解を受けています。このことから、本来市の債権の返済に充てられるべきものが当該退職慰労金の支給により受けることができなくなったと判断されるため、退職慰労金名目の支給総額及びその支給に係る振込手数料の合計5,018万9,835円について、市に損害を与えたとして損害賠償請求を行うものです。

当該法人の解散に関する市の債権の経緯について簡略に申し上げます。

当該法人は、昨年5月24日の理事会において、昨年6月末をもって解散されることを正式決定されました。その時点での市に対する債務残高は約2億2,500万円と見通されました。その他民間金融機関から短期借入れ2億5,000万円をはじめとする債務が見込まれていました。

これらの債務に対し、清算人は、医業未収金等の資産をもって返済することとしていましたが、当該法人の解散及びその後の清算を円滑にするため、市は業績の悪化により、仮に満額の返済が不可能となる場合を想定して、残余の債権については放棄する予定であることを明らかにしていました。解散を翌月に控えた昨年の5月段階では、3月理事会で確認された業績見込みを下回り、解散にこぎ着けるためのキャッシュフローが滞るとの相談があったため、急遽、病院事業会計、一般会計合わせて6,000万円の補正を組んで対処した結果、当該法人の解散に至りました。その後の清算において、今回の事件が発生したものであります。

なお、今回の訴えの提起は、元職員のうち実質的に使用者の立場にあった者から、今後、新たな負担が生じることを想定したものではありません。

議第43号及び議第44号指定管理者の指定につき議決を求めることについてご説明申し上げます。

野洲市余熱利用施設及び野洲市農村環境改善センターの指定管理者に、野洲市余熱利用施設整備運営事業契約により、野洲すいむ8ネクストPFI株式会社を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求めるものです。

なお、指定管理期間は施設の引渡しの日から令和24年3月31日までとします。

議第45号相互救助事業の委託につき議会の議決を求めることについてご説明申し上げます。

すいません。失礼いたしました、改めます。

議第45号相互救済事業の委託につき議会の議決を求めることについてご説明申し上げます。

本議案は、相互救済事業のうち、公営住宅火災共済事業を公益社団法人全国公営住宅火災共済機構に委託することについて、地方自治法第263条の2第1項の規定に基づき、議決を求めるものです。

議第46号滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び滋賀県市町村職員退職手当組規約の変更についてご説明申し上げます。

本議案は、令和2年3月31日をもって滋賀県市町村交通災害共済組合が解散されることに伴い、滋賀県市町村職員退職手当組合から脱退されることから、同退職手当組合の規約を改正する必要があるため、関係地方公共団体が協議することについて、地方自治法第290条の規定に基づき、議決を求めるものです。

議第47号市道路線の認定及び廃止についてご説明します。

本議案は、6路線を認定し2路線を廃止することについて、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、議決を求めるものです。

議第48号新市まちづくり計画(市町村建設計画)の変更についてご説明申し上げます。

本議案は、中主町・野洲町合併協議会において、新市のまちづくりのマスタープランとして平成15年11月に策定された新市まちづくり計画の計画期間等を変更するため、旧市町村の合併の特例に関する法律第5条第7項の規定に基づき、議決を求めるものです。

本来であれば、本年度で計画期間が終了することになりますが、東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の改正により、合併特例債の発行可能期間が5年間延長されたことから、令和6年度まで計画区間を5年間延長し、それに伴う財政計画

を変更することで、より効果的にまちづくりを進めようとするものです。

議第49号事業契約の変更について（野洲市余熱利用施設整備運営事業）についてご説明申し上げます。

本議案は、平成30年6月18日に議決を得、令和元年9月27日に変更議決を得た野洲市余熱利用施設整備運営事業契約について、本事業契約第70条別紙5第1項に基づき、建設物価変動に係る増額及び割賦回数の変更による割賦手数料の減額等に伴い、契約の相手方である野洲すいむ8NEXT-PFI株式会社との契約金額を1,988万1,005円追加し、26億2,868万1,567円に変更することについて、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定に基づき、議決を求めるものです。

議第50号第二期野洲市子ども・子育て支援事業計画の策定についてご説明申し上げます。

本議案は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき、令和2年度からの5年を計画期間とする第二期野洲市子ども・子育て支援事業計画を定めるにあたり、野洲市議会基本条例第11条第4号の規定に基づき、議決を求めるものです。

なお、本計画は令和2年4月1日から発行します。

議第52号及び議第53号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてご説明申し上げます。

本議案は、当市の人権擁護委員の9名のうち、2名の人権擁護委員候補を推薦するものです。

まず、現委員の佐藤裕子さんの任期が令和2年6月30日をもって満了することに伴い、引き続き佐藤さんを推薦するものです。

佐藤さんは、平成29年7月1日から人権擁護委員として1期3年間ご活躍いただいております。

また、同じく同日で任期満了となります田中順子さんには、1期3年間にわたりご活躍をいただいているところではありますが、ご勇退の申出があり、その後任として、大岡とし美さんを推薦するものです。

大岡さんは、昭和50年から平成26年まで野洲市の保育園・幼稚園で保育士として勤務され、子どもと人権に関する課題に取り組んでこられ、人権に配慮した教育に努めてこられました。

2名とも温厚篤実な人物で、人権擁護委員として適任と考え、法務大臣へ人権擁護委員として推薦するにあたり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものです。

なお、任期は令和2年7月1日からの3年間です。

以上、議案の説明といたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ちょっと言い間違えたようでありますので、訂正をいたします。

議第3号の令和2年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算の提案説明で、国保税については、対前年度比で4,646万3,000円、4.69%の「減額」と言うべきところを「増額」と言ったようでありますので、「減額」に訂正をさせていただきます。

(日程第5)

○議長(岩井智恵子君) 日程第5、議第51号野洲市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、第4番、橋俊明議員は除斥対象となりますので、退場を求めます。

(4番 橋 俊明君 退場)

○議長(岩井智恵子君) それでは、市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(山仲善彰君) 議第51号野洲市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについてご説明申し上げます。

野洲市監査委員は、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議員の中から議会の同意を得て選任しておりますが、令和元年12月3日付で前監査委員の山崎敦志さんが一身上の都合により退職されたことから、現在、議会選出委員の欠員が生じているため、このたび、橋俊明さんを選任いたしたく、議会の同意を求めるものです。なお、任期は、議決の日から令和3年10月31日までです。

ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案の説明といたします。

○議長(岩井智恵子君) これより議第51号に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岩井智恵子君) ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第51号は、会議規則第39条第3項の規定により委

員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岩井智恵子君) 異議なしと認めます。よって、議第51号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、議第51号について討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岩井智恵子君) 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第51号野洲市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(岩井智恵子君) 起立多数であります。よって、議第51号は原案のとおり同意することに決しました。

橋俊明議員の入場を許可いたします。

(4番 橋 俊明君 入場)

○議長(岩井智恵子君) 橋議員に採決の結果を報告いたします。ただいま議題となりました議第51号野洲市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定いたしましたので、お伝えいたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明2月27日から3月3日までの6日間は議案調査のため休会といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岩井智恵子君) ご異議なしと認めます。よって、2月27日から3月3日までの6日間は、休会とすることに決定いたしました。

なお、念のため申し上げます。来る3月4日は午前9時から本会議を再開し、議案質疑、代表質問を行います。

本日はこれにて散会をいたします。(午前10時18分 散会)

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和2年2月26日

野洲市議会議長 岩井 智恵子

署名議員 長谷川 崇朗

署名議員 坂口 重良